

= 特別区長会依頼事項 =
「制度改革後の特別区のあり方」について

【趣旨】

特別区は、平成10年法改正、12年4月実施の地方自治法により、大都市制度である都制の基礎的地方公共団体と位置づけられました。

特別区は、八百万人を超える住民に対して直接責任を有するばかりか、我が国の政治・経済・文化の中心にあり、昼間人口一千百万人を超える人々が活動する首都の自治体として、重い責任を負っています。

現在、国、地方を通じた構造改革や地方自治制度のあり方をめぐり、広域自治体と基礎的自治体の新たな役割や、事務の再配分などが議論されています。

これらの動きの中で、大都市東京の行政主体である特別区の今後のあり方について、調査研究を依頼するものです。

【調査研究対象項目の例示】

分権時代における「都制度」と基礎的自治体としての「特別区」の検証

「首都性」「大都市行政の一体性」の検証

大都市地域における自治体のあり方 - 住民自治の視点から -

etc.

個々の区の「自律性」「自立性」と広域行政のあり方

「競争」と「協調」 - 自治のしくみ -

「受益」と「負担」 - 大都市財源 -

etc.

新しい大都市自治制度モデルの提示